

監査公表第20号（平成25年3月15日、県公報第3479号）

新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果（平成24年度）

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関37機関

(2) 監査対象期間：平成23年 9月1日～平成24年 8月31日

(3) 監査実施期間：平成24年10月2日～平成24年12月13日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

	監査対象機関名	監査実施日
新社会推進部	アジア文化交流センター	平成24年11月13日～平成24年11月15日
	女性相談所	平成24年10月25日
	パスポートセンター	平成24年10月18日～平成24年10月19日
保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	平成24年12月11日～平成24年12月13日
	粕屋保健福祉事務所	平成24年10月22日～平成24年10月24日
	糸島保健福祉事務所	平成24年10月16日～平成24年10月17日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	平成24年11月5日～平成24年11月7日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	平成24年10月2日～平成24年10月4日
	田川保健福祉事務所	平成24年12月4日～平成24年12月7日
	北筑後保健福祉環境事務所	平成24年11月20日～平成24年11月22日
	南筑後保健福祉環境事務所	平成24年11月27日～平成24年11月29日
	京築保健福祉環境事務所	平成24年10月10日～平成24年10月12日
	保健環境研究所	平成24年10月18日～平成24年10月19日
	精神保健福祉センター	平成24年10月25日
福祉労働部	食肉衛生検査所	平成24年10月25日
	福岡児童相談所	平成24年11月13日～平成24年11月15日
	久留米児童相談所	平成24年10月25日
	田川児童相談所	平成24年10月25日
	大牟田児童相談所	平成24年10月16日～平成24年10月17日
	宗像児童相談所	平成24年10月25日
	京築児童相談所	平成24年11月8日
	福岡学園	平成24年10月10日～平成24年10月12日
	筑後いずみ園	平成24年10月16日～平成24年10月17日
	障害者更生相談所	平成24年10月25日
	粕屋新光園	平成24年10月30日～平成24年11月1日
	福岡労働者支援事務所	平成24年11月8日
	北九州労働者支援事務所	平成24年10月25日
	筑後労働者支援事務所	平成24年11月8日
筑豊労働者支援事務所	平成24年10月25日	
福岡高等技術専門学校	平成24年10月18日～平成24年10月19日	
戸畑高等技術専門学校	平成24年11月27日～平成24年11月29日	
小竹高等技術専門学校	平成24年10月30日～平成24年11月1日	
久留米高等技術専門学校	平成24年12月11日～平成24年12月13日	

監査対象機関名		監査実施日
福祉 労働 部	大牟田高等技術専門学校	平成24年11月13日～平成24年11月15日
	田川高等技術専門学校	平成24年10月30日～平成24年11月1日
	小倉高等技術専門学校	平成24年12月11日～平成24年12月13日
	福岡障害者職業能力開発校	平成24年11月20日～平成24年11月22日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況については、収入認定や各種扶助費の認定及び支給の状況に加え、扶養義務や医療扶助の受給状況についての調査や指導が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

## 3 監査の範囲等

### (1) 財務に関する事務の監査の範囲

#### ア 収入

調定の状況、現金領収書の取扱い及び払込みの状況、保管現金の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

#### イ 支出

災害補償費、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費の執行状況

#### ウ 人件費

報酬の支給状況、通勤手当の変更分の認定及び支給並びに高速等加算の精算の状況

#### エ 契約

役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費の契約締結及び履行確認の状況、単価契約及び長期継続契約の状況

#### オ 公有財産

土地、建物等の増減及び管理の状況

#### カ 物品

新規受入物品及び既存物品の管理状況

#### キ 扶助費

扶助費の執行状況

### (2) 重点事項の監査の範囲等

#### ア 監査対象機関

保健福祉（環境）事務所8機関

#### イ 監査の内容

生活保護費の支給状況について

#### ウ 監査の視点

(ア) 新規申請時における扶養義務調査は、適正に行われているか。

(イ) 医療扶助における受診状況把握対象者[注1]のうち、頻回受診者[注2]に対する受診指導等は、適正に行われているか。

a 頻回受診者に対する適正受診の指導状況

b 後発医薬品の使用促進に関する取組状況

[注 1] 同一傷病で、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している月が3ヶ月以上  
 続いている外来患者（歯科除く。）

[注 2] 上記のうち、嘱託医との協議等をもとに各監査対象機関が頻回受診と判断した者  
 (ウ) 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給は、適正に行われているか。

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

### 1 財務に関する事務

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	説 明
新社会推進部 アジア文化交流 センター	収 入	収入の会計年度所属区分が、地方自治法施行令によらず誤っていた。(1件 2,682,374円)
		駐車場使用料の金融機関への払い込みが、財務規則によらず遅延していた。(195件)
保健医療介護部 京築保健福祉 環境事務所	支 出	生活保護費の支給において、児童扶養手当の認定誤りにより、支給過となっていた。(1件 166,290円)

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	説 明
保健医療 介護部	収 入	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べ、3機関で、32,792,588円増加している。(3件)
	支 出	生活保護費の支給において、新規就労控除の認定誤りにより、支給過となっていた。(2件 51,500円)
		生活保護費の支給において、児童養育加算の認定誤りにより、支給過となっていた。(2件 45,000円)
		生活保護費の支給において、子ども手当の認定誤りにより、支給過となっていた。(1件 30,000円)
		生活保護費の支給において、給食費の認定誤りにより、支給過となっていた。(1件 45,100円)
		生活保護の医療扶助において、頻回受診者指導台帳が整備されず、頻回受診者の把握がされていなかった。(3件)
	そ の 他	所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない通帳が保管されていた。(1件)
所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない現金が保管されていた。(1件 5,003円)		

対象部局名	調査区分	説 明
福祉労働部	収 入	建物貸付料の調定が遅延していた。 (2件 613,200円)
	契 約	変更委託契約書において、契約の相手方の記載に誤りがあった。(1件)
		水質検査業務委託において、誤った請求書により支払いが行われていた。(1件)
	財 産	緊急用前渡資金で購入した物品について、財務規則に基づく物品の引継、出納通知及び供用の手続きが行われていなかった。(176件)
その他	所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない通帳が保管されていた。(4件)	

### (3) 意見事項

生活保護費返還金の収入未済において、その額が前年度に比べて14,124,358円減少しているが、収入未済額が122,755,979円と多額である監査対象機関が1機関あるため、今後とも収入未済解消に向けた努力が望まれる。

## 2 重点事項

### (1) 調査対象

- ア 新規申請時における扶養義務調査については、監査対象期間中に生活保護を申請した2,171世帯のうち、88世帯(抽出率4.1%)を抽出し調査を行った。
- イ 頻回受診者に対する適正受診の指導状況については、監査対象期間中の受診状況把握対象者237名のうち、34名(抽出率14.3%)を抽出し調査を行った。また、後発医薬品の使用促進に関する取組状況について調査を行った。
- ウ 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給については、監査対象期間末現在の被保護世帯数14,884世帯のうち、597世帯(抽出率4.0%)を抽出し調査を行った。

### (2) 調査結果

- ア 新規申請時における扶養義務調査は、適正に行われていた。
- イ 頻回受診者に対する適正受診の指導状況については、頻回受診者指導台帳が整備されず頻回受診者の把握がされていないものが3件(注意事項)あった。また、抽出調査した受診状況把握対象者のうち、頻回受診者の把握が十分でないものが、一部見受けられた。さらに、頻回受診者に対する受診指導が遅れていたものが、一部見受けられた。  
後発医薬品の使用促進に関する取組状況については、その使用促進を図るため、平成24年度当初から取組方法について検討を進め、同年10月から、被保護世帯への後発医薬品の使用を促すチラシの配付や適正受診指導員による薬局への後発医薬品の使用促進に関する協力依頼等が適正に行われていた。
- ウ 収入認定並びに扶助費の認定及び支給については、児童扶養手当の認定誤りによる支給過が1件(指摘事項)、新規就労控除等の認定誤りによる支給過が6件(注意事項)あった。この他、扶助費の認定等に当たって確認が十分でないものが、一部見受けられた。

(3) 意見事項

- ア 民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとされていることから、今後とも扶養義務調査は徹底して行い、生活保護費を適正に給付する必要がある。
- イ 生活保護費の50%以上を占める医療扶助を適正に行うため、頻回受診者への適正受診指導の徹底を図るとともに、後発医薬品の使用促進に向け、今後、より一層の取り組みが必要である。
- ウ 生活保護費を適正に支給するため、収入認定及び各種扶助費の認定等は、所内のチェック体制をより一層強化し、世帯の状況の的確な把握に努める必要がある。